

3 施設設備等の消毒の実施

- 保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所^{※2}を中心に、アルコール^{※3}で拭き取り等を実施して下さい。

※1 事務所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等

※2 ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバス・林業機械のハンドル・レバー等

※3 消毒用エタノール（70％）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05％以上）

4 業務の継続

感染者発生に備えた準備をお願いします。

- 業務形態を踏まえた取組の検討をお願いします。

（例）現場作業班間での感染の抑制

- ・複数の作業班が同時に出席する会議・行事等の限定
- ・作業班間の作業員の入れ替えの抑制

感染者発生時に業務が継続できるよう準備をお願いします。

- 事業所は、業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握して下さい。

- 業務継続のための勤務体系・情報共有体制を整備して下さい。

＜従業員等の確保状況による段階別の業務継続体制＞

第一段階

（業務の内容）原則通常どおりの業務

（人 員 体 制）早出・残業等で業務対応

第二段階

（業務の内容）業務を縮小

※小規模な経営体にあつては業務全体の休止も含め判断

（人 員 体 制）早出・残業等での業務対応

可能であれば、他部門からの応援

林業経営体で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示しました。林野庁は、皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。